

○職員定数条例

| | | |
|-----------|------------|-------|
| 制定 | 昭和36年4月25日 | 条例第2号 |
| 改正 | 昭和37年3月20日 | 条例第1号 |
| | 昭和37年12月5日 | 条例第5号 |
| | 昭和38年4月1日 | 条例第4号 |
| | 昭和39年3月18日 | 条例第1号 |
| | 昭和40年3月10日 | 条例第1号 |
| | 昭和41年3月15日 | 条例第1号 |
| | 昭和45年2月25日 | 条例第1号 |
| | 昭和46年3月10日 | 条例第1号 |
| | 昭和47年3月15日 | 条例第1号 |
| | 昭和48年3月20日 | 条例第1号 |
| | 平成28年2月24日 | 条例第1号 |
| | 令和2年2月13日 | 条例第1号 |
| | 令和3年2月19日 | 条例第1号 |
| | 令和5年2月10日 | 条例第2号 |

第1条 この条例は、この組合の常勤の職員（豊中市又は伊丹市の職員と組合の職員とを兼務している職員及び臨時に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の定数を定めることを目的とする。

第2条 職員の定数は、71人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年3月20日条例第1号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月5日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月18日条例第1号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年2月25日条例第1号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月15日条例第1号）

職員定数条例

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月20日条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月24日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月19日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月10日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。